

# 秘密保護法強行可決に抗議 参院で廃案に！

昨日一月二六日夜、衆議院本会議において、特定秘密保護法案が自民・公明・みんなの賛成で強行可決されました。法案が提出されてからわずか一ヶ月しか経っておらず、二六日の審議はたった二時間、ヤジと怒号が飛び交う中での強行採決でした。民意を踏みにじり、議会の民主的手続きさえ無視した数の暴力と言わざるをえません。このような安倍首相のやり方に、国民を敵視し政府と官僚が国家秘密を独占しようとする法案の危険性が現れています。

野党との修正協議では、首相が秘密指定に介入できる「指揮監督権」を認めたり、秘密指定期間を最長三〇年から六〇年へと延ばしたりと、むしろ改悪となっただけで、問題は全く解消されていません。

**まず第一に、大臣や官僚が何でも勝手に「特定秘密」に指定することができることです。秘密指定することが妥当かどうかを判断する機関はありません。**

原発事故が起こっても情報や避難場所が秘密に隠されたり、米軍との危険な軍事演習などが秘密にされたりと、市民の暮らしや安全に関わる情報が知らされなくなる可能性が指摘されています。それだけでなく、官僚の裏金や談合、無駄な公共事業、警察の不祥事など、政府にとって都合の悪いことが全て秘密指定される危険性もあります。

**第二に、刑の重さと内容です。特定秘密を漏らした公務員や秘密を得た市民は最高一〇年の懲役刑を科せられます。情報を得なくても、相談したり（共謀）教えて欲しいと訴える（教唆）だけで最高五年の懲役になります。「国民は余計なことを知る必要はない」とばかりに、情報を知らうとする市民を監視し犯罪者にするものです。**

**第三に、「何が秘密かは秘密」であるため、警察に「特定秘密保護法違反で逮捕する」と言われても、何が違反なのか分かりません。そして、ウソでもでっち上げでも秘密保護法違反で逮捕されれば、弁護士でさえ弁護することが困難で、無罪を証明する手だてがなくなり、冤罪事件の危険が高まります。**

**第四に、省庁と取引のある工場やオフィスで「特定秘密取扱者」に指定されれば、その人は「適性検査」という名目で、政治的な活動や団体とのかわり、犯罪や懲戒の経歴、精神疾患、薬物の使用、酒癖、借金の状況などかせ、配偶者や親族まで調べ上げられます。**

まさに国民を監視し、市民の自由な活動やメディアを自粛させ、「見ザル、言わザル、聞かザル」へと国民を追い込もうとしているのです。

**その行き着く先は、軍事・警察国家、監視国家に他なりません。戦争への道は国家秘密から始まります。参院では本日二七日、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案が可決されました。同法は、戦争の司令塔をつくるための法律です。安倍首相は改憲を狙いながら、集団的自衛権の行使解禁や秘密保護法制、戦争司令塔の設置によって、米軍とともに戦争できる国へつき進もうとしているのです。**

私たちは、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権からなる憲法三原則を踏みにじる秘密保護法に反対です。強行可決に断固抗議し、参院での廃案を求めます。